

米兵による女兒強制わいせつ事件に関する意見書

在沖米軍の基地運用に絡むトラブルが頻発する中、本島中部で7月3日午前8時半頃、小学生女兒への強制わいせつの容疑で米軍嘉手納基地所属の空軍二等軍曹が逮捕される事件が発生した。

今回の事件は、平成7年に発生した米兵による女子小学生暴行事件を思い起こさせるほど、県民に大きな恐怖と衝撃を与えた。

このような事件は女性の人権を蹂躪する重大な犯罪で、しかも被害者が無防備で弱い立場の小学生であることを考えれば、決して許すことができない。

しかも、事件発生時刻は、児童生徒が十分に活動する時間帯であり、このような時間まで酒に酔った米兵が住民地域を徘徊し、女兒への犯罪に至ったことはいかに米軍の規律が乱れているかを如実に示している。

このような米兵による事件・事故が発生する度に米軍当局に対して再発防止と綱紀肅正を強く訴えてきたにもかかわらず、またしても事件が発生したことは極めて遺憾であり、激しい怒りと憤りを覚える。

さらに、最近の相次ぐ米軍による事件事故の発生は、県民に大きな不安と衝撃を与えており、米軍に対する県民の強い不信感を拭い去ることは出来ない。

よって、うるま市議会は市民の生命・財産・人権を守る立場から、米兵による女兒強制わいせつ事件に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

- 1．米軍は被害者及び家族並びに県民に対し、速やかに謝罪すること。
- 2．米軍は事件の再発防止と綱紀肅正を徹底的に行うこと。
- 3．県民が求める基地の早期返還、整理縮小等、目に見える形で県民の負担軽減を図ること。
- 4．日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年7月6日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛庁長官 防衛施設庁長官
外務省沖縄担当大使 那覇防衛施設局長 沖縄県知事 沖縄県議会議長